

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約の改正

減災対策協議会の規約改正

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1)関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2)円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保、避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイタイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハイアート対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堤壙等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低成本の河川監視カメラを設置 等

(6)減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制：機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

3)被害軽減の取組

①水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

②多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4)氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5)防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堤壙・逆砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河川掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堤壙、海岸堤防等の整備 等

(1)関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

【規約の見直し】

・「多様な関係機関の参画」の取組みとして、国土地理院四国測量部長を協議会構成員に追加。

【その他】

・メディア関係者、土砂災害等に関する連絡会の設置については、四国全体での仕組みを検討中。

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規程に基づき設置する。

（目的）

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、肱川流域の国管理区間及び県管理区間ににおける堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市・町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、肱川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（組織の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除等を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 洪水により浸水した場合に、地域経済へ大きな影響を与える生産拠点等の水害リスク情報についても共有するとともに、地域経済を支える浸水対策等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項についても地域の取組方針を作成し、共有する。

四 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同

点検等を実施し、状況の共有を図る。

五 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所工務第一課及び愛媛県南予地方局大洲土木事務所が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 3月18日から施行する。

本規約は、平成28年10月20日に改正する。

本規約は、平成29年 5月31日に改正する。

本規約は、平成29年12月26日に改正する。

本規約は、平成31年 1月15日に改正する。

本規約は、令和元年 ●月●●日に改正する。

大洲市長

大洲地区広域消防事務組合長（大洲市長）

西予市長

西予市消防本部消防長

伊予市長

伊予消防等事務組合長（伊予市長）

内子町長

砥部町長

愛媛県 南予地方局 八幡浜支局長

愛媛県 南予地方局 大洲土木事務所長

愛媛県 中予地方局 建設部長

愛媛県 南予地方局 西予土木事務所長

愛媛県警察 大洲警察署長

愛媛県警察 西予警察署長

愛媛県警察 伊予警察署長

愛媛県警察 松山南警察署長

気象庁 松山地方気象台長

国土交通省国土地理院四国地方測量部 四国地方測量部長

国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所長

国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所長

国土交通省四国地方整備局 野村ダム管理所長

愛媛大学大学院理工学研究科 教授 森脇 亮

愛媛大学社会共創学部環境デザイン学科 准教授 羽鳥 剛史

(オブザーバー) 八幡浜地区施設事務組合 消防長

大洲市 **防災安全部長**

大洲市 建設部長

大洲市 **防災安全部** 危機管理課長

大洲市 建設部 治水課長

大洲地区広域消防事務組合 大洲消防署長

西予市 危機管理課長

西予市 建設課長

西予市消防本部 防災課長

伊予市 危機管理課長

伊予市 土木管理課長

伊予消防等事務組合 伊予消防署長

内子町 総務課長

内子町 建設デザイン課長

大洲地区広域消防事務組合 内子消防署長

砥部町 総務課長

砥部町 建設課長

伊予消防等事務組合 砥部消防署長

愛媛県 南予地方局 八幡浜支局 総務県民室長

愛媛県 南予地方局 大洲土木事務所 河川港湾課長

愛媛県 中予地方局 建設部 河川砂防課長

愛媛県 南予地方局 西予土木事務所 建設課長

愛媛県警察 大洲警察署 警備課長

愛媛県警察 西予警察署 警備係長

愛媛県警察 伊予警察署 警備課長

愛媛県警察 松山南警察署 警備課長

気象庁 松山地方気象台 水害対策気象官

国土交通省国土地理院四国地方測量部 防災情報管理官

国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所 副所長

国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所 事業対策官

国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所 副所長

国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所 **管理**課長

国土交通省四国地方整備局 野村ダム管理所 **専門官**

(オブザーバー) 八幡浜地区施設事務組合 **警防課長**